

南丹市監査告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、財政援助団体等監査結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年11月18日

南丹市代表監査委員 川面 通夫

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種別

財政援助団体等監査（財政援助団体監査、出資団体監査、公の施設の指定管理者監査）

2 監査の目的

補助金・交付金等の財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査した。

3 監査の実施期間

令和2年7月1日（水）から令和2年10月30日（金）

4 監査の対象

- (1) 日吉ふるさと株式会社
- (2) 公益財団法人園部町振興公社
- (3) 公益財団法人八木町農業公社
- (4) 美山ふるさと株式会社
- (5) 株式会社そのべまちづくり工房

5 監査の範囲

財政援助団体 補助金等の交付目的に沿って、事業の執行がされているか。

出資団体 団体の設立目的に沿って、組織が運営されているか。

公の施設の管理団体 公の施設の設置目的に沿って、施設が管理されているか。

6 監査の方法

監査の対象となった担当課から事前に提出された財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理団体の資料に基づき、出納その他の事務の執行について聴取するとともに、関係書類の提示を求め監査を実施した。

第2 監査経過及び監査結果

1 日吉ふるさと株式会社

監査日 令和2年7月9日（木）

監査内容 事業報告書、決算関係資料等の検査を行うとともに、市関係職員同席により、会社から説明を聴取し、出資団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 令和元年度（事業年度平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の事業報告書、決算関係資料等の検査及び総務部長の説明に基づき、監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、出納その他の事務も適正に処理されているものと認められた。また、指定管理委託に係る出納、その他の出納に係る事務の執行についても適正に処理されているものと認められた。

2 公益財団法人園部町振興公社

監査日 令和2年7月16日（木）

監査内容 事業報告書、決算関係資料等の検査を行うとともに、市関係職員同席により、公社から説明を聴取し、出納、その他の事務が適正に行われているか、また、出資団体の設立目的に沿った

事業運営がされているか監査した。

監査結果 令和元年度（事業年度平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の事業報告書、決算関係資料等の検査及び常務理事の説明に基づき、出資団体監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、出納その他の事務も適正に処理されているものと認められた。

3 公益財団法人八木町農業公社

監査日 令和2年7月17日（金）

監査内容 事業報告書、決算関係資料等の検査を行うとともに、市の関係職員同席により、公社から説明を聴取し、出資団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 令和元年度（事業年度平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の事業報告書、決算関係資料等の検査及び事務局長の説明に基づき、出資団体監査を実施した結果、所期の目的により執行されており、出納その他の事務も適正に処理されているものと認められた。

引き続き、経費の削減を図り適正かつ効率的な事業運営を行われたい。

4 美山ふるさと株式会社

監査日 令和2年7月17日（金）

監査内容 事業報告書、決算関係資料等の検査を行うとともに、市関係職員同席により、会社から説明を聴取し、財政援助に係る出納、その他の事務が適正に行われているか、また、出資団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 令和元年度（事業年度平成31年1月1日から令和2年3月31日まで）の事業報告書、決算関係資料等の検査及び代表取締役の説明に基づき、財政援助団体の監査を実施した結果、補助金に係る事業は所期の目的により執行されており、出納その他の事務も適性に処理されているものと認められた。また、出

資団体監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、公の施設の指定管理委託に係る事務の執行についても適正に処理されているものと認められた。

今後について、積極的な収支計画に基づく営業展開と併せ経費の削減を図り、適正かつ効率的な事業運営を行われたい。

5 株式会社そのべまちづくり工房

監査日 令和2年7月21日（火）

監査内容 決算報告書の検査を行うとともに、市関係職員同席により、会社から説明を徴収し、出資団体の設立に沿った事業運営がされているか監査した。

監査結果 令和元年度（事業年度平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の決算報告書の検査及び代表取締役からの説明に基づき、出資団体監査を実施した結果、会社がみなし解散状態で事業経営ができておらず、決算報告書の内容等の説明から判断する限り、前回と同様に極めて厳しい状況と思われる。

今後、会社清算に向けた取り組みを進められるよう指摘した。

資団体監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、公の施設の指定管理委託に係る事務の執行についても適正に処理されているものと認められた。

今後について、積極的な収支計画に基づく営業展開と併せ経費の削減を図り、適正かつ効率的な事業運営を行われたい。

5 株式会社そのべまちづくり工房

監査日 令和2年7月21日（火）

監査内容 決算報告書の検査を行うとともに、市関係職員同席により、会社から説明を徴収し、出資団体の設立に沿った事業運営がされているか監査した。

監査結果 令和元年度（事業年度平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の決算報告書の検査及び代表取締役からの説明に基づき、出資団体監査を実施した結果、会社がみなし解散状態で事業経営ができておらず、決算報告書の内容等の説明から判断する限り、前回と同様に極めて厳しい状況と思われる。

今後、会社清算に向けた取り組みを進められるよう指摘した。

上記は原本と相違ないことを証明する

令和2年11月18日

南丹市代表監査委員 川面 通夫